

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年 8月 9日

【会社名】 不二サッシ株式会社

【英訳名】 FUJISASH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 嵯峨 明

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 新川崎三井ビルディング

【電話番号】 大代表（044）520-0034

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 鈴木 辰男

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎5丁目6番2号（都五反田ビル西館）

【電話番号】 代表（03）5745-1212

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 鈴木 辰男

【縦覧に供する場所】 不二サッシ株式会社 東京支店  
（東京都品川区大崎五丁目6番2号（都五反田ビル西館））  
不二サッシ株式会社 大阪支店  
（大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号（創建御堂筋ビル））  
不二サッシ株式会社 関東支店  
（埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号（北浦和第二大栄ビル））  
不二サッシ株式会社 名古屋支店  
（愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号（名古屋ビルディング東館））  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成19年7月23日開催の当社取締役会において、当社は平成19年10月1日を期して、当社の資材事業部門を会社分割（吸収分割）し、当社の100%子会社である九州不二サッシ㈱に承継することを決定いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

#### ① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	九州不二サッシ㈱
本店の所在地	熊本県玉名郡長洲町長洲2168番地
代表者の氏名	代表取締役社長 前畑 政富
資本金の額	1,938百万円（平成19年3月31日現在）
純資産の額	6,779百万円（平成19年3月31日現在）
総資産の額	24,575百万円（平成19年3月31日現在）
事業の内容	形材外販事業・アルミ加工品事業他

#### ② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算月	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売上高（百万円）	26,657	27,759	33,329
営業利益（百万円）	438	215	307
経常利益（百万円）	359	149	275
当期純利益（百万円）	77	△323	88

#### ③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	不二サッシ㈱（提出会社）
大株主の持株数の割合	100%

#### ④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は、当社100%出資の連結子会社であります。
人的関係	役員の兼任があります。
取引関係	相手会社は、当社より材料を仕入れております。

### (2) 当該吸収分割の目的

当社は、この度、中期経営4ヵ年計画（平成18年度～21年度）の骨子である事業構造変革の一環として、グループの資材部門を統合し、サッシ事業以外の市場への売上拡大と資材部門の経営効率化を通じて、収益拡大を図るべく、「資材統合新会社」を発足させることにいたしました。

本会社分割の目的は、当社の資材事業に係る部門を九州不二サッシ㈱に分割承継させることにより、当社グループの資材部門を統合し、サッシ事業以外の市場への売上の拡大と資材部門の経営効率化を通じて、グループ全体の収益拡大を図ることにあります。

この目的を実現するため、平成19年10月1日を分割の効力発生日とする吸収分割手続きを進め、「資材統合新会社」を発足することといたしました。

なお、上記分割にあわせて、平成19年10月1日をもって、承継会社である九州不二サッシ株式会社の社名を改め、不二ライトメタル株式会社（英文名：FUJI LIGHT METAL CO., LTD.）とする予定です。

### (3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数又は持分の内容その他の吸収分割契約の内容

#### ① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、既存の九州不二サッシ㈱（当社の100%子会社）を承継会社とする物的分割です。

分割会社（不二サッシ㈱）は会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本件会社分割を行います。

② 吸収分割の日程

当社事業の一部を九州不二サッシ㈱が承継する吸収分割

吸収分割契約書承認取締役会 平成19年7月23日

吸収分割契約書調印 平成19年7月23日

分割期日（効力発生日） 平成19年10月1日（予定）

③ 株式の割当

九州不二サッシ㈱が分割に際して発行する株式は4,000千株であり、その全てを当社に割り当てます。

④ 増加する資本金及び資本準備金の額

当社においては、九州不二サッシ㈱に承継させる純資産の額を子会社株式に計上し、九州不二サッシ㈱においては、承継した純資産のうち資本金に62百万円計上し、残額を資本準備金に計上いたします。

⑤ 承継会社が承継する権利義務

本件会社分割に際し、九州不二サッシ㈱は、分割期日において当社の資材事業部の押出型材等の製造及びサッシ以外の加工に係る事業の分割契約書に基づく資産、負債および権利義務を承継いたします。債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。詳細内容については、「承継権利義務明細表」を参照のこと。

⑥ 債務履行の見込み

本会社分割に際して、分割会社および承継会社が負担すべき債務の履行の見込みについては問題ないものと判断しております。

⑦ 当該会社分割に係る契約の詳細内容

「吸収分割契約書」を参照のこと。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割会社は、承継会社の発行済株式の100%を保有しており、かつ、承継会社が本件分割に際して新たに発行する普通株式のすべてが分割会社に交付されるため、その交付される株式の数にかかわらず、分割会社の純資産額に変動は生じません。そのため、両当事者が任意に合意したところに従い、承継会社が本件分割に際して分割会社に交付する譲渡制限株式の数を4,000千株と決めました。但し、「本件分割の効力発生日（平成19年10月1日）の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、両当事者が協議の上これを変更することができるものと定めております。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社に関する事項

商号	不二ライトメタル株式会社 (英文名：FUJI LIGHT METAL CO., LTD.)
本店の所在地	熊本県玉名郡長洲町長洲2168番地
代表者の氏名	代表取締役社長 前畑 政富
資本金の額	2,000百万円
純資産の額	9,135百万円（平成19年3月31日現在の純資産に承継する純資産を加えた額）
総資産の額	26,931百万円（平成19年3月31日現在の総資産に承継する総資産を加えた額）
事業の内容	型材外販事業・アルミ加工品事業他

# 吸収分割契約書

不二サッシ株式会社（以下「甲」という）と九州不二サッシ株式会社（平成19年10月1日付で「不二ライトメタル株式会社」に商号変更予定、以下「乙」という）は、甲の事業のうち形材の生産、供給に関する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり契約する。

## 第1条（目的）

甲は、その経営する事業のうち、資材事業部に係わる形材生産および付随する事業に関して有する権利義務（以下「本件事業」という）を、平成19年10月1日付をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

## 第2条（分割当事者）

本件分割をなす当事者は次のとおりとする。

甲： 吸収分割会社	商号	不二サッシ株式会社
	住所	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 新川崎三井ビルディング
乙： 吸収分割承継会社	商号	九州不二サッシ株式会社（平成19年10月1日付で不二ライトメタル株式会社に商号変更予定）
	住所	熊本県玉名郡長洲町長洲2168番地

## 第3条（分割により承継する権利義務等）

- 甲は、本件事業に係わる平成19年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、本件分割の効力発生日において乙に引き継ぐ。
- 甲は、平成19年3月31日から本件分割の効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を乙に明示する。
- 本条第1項による乙の債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

## 第4条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して普通株式4,000千株を新たに発行し、そのすべてを甲に交付する。但し、第3条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

## 第5条（増加すべき乙の資本金及び資本準備金）

乙が本件分割により増加する資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。但し、第3条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

- ①資本金 62,000,000円
- ②資本準備金 会社計算規則に定める株主資本払込変動額から前号の資本金を除いた額とする。

## 第6条（分割承認株主総会）

- 甲は、会社法784条第3項の規定に基づき、本契約書につき株主総会の承認をえないで分割する。
- 乙は、会社法796条（特別支配会社）の規定により、本契約書につき株主総会の承認を得ないで承継する。

## 第7条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成19年10月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

## 第8条（従業員の処遇）

乙は、本件事業に主として従事する甲の従業員との間の労働契約及びこれに付随する一切の権利義務を、本件分割の効力発生日において承継する。

甲における勤続年数は乙において通算する。

第9条（本契約の変更又は解除）

本契約締結後、本件分割の効力発生日までの間に、本件事業又は甲及び乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、分割条件を変更し、又はこの契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、法令等に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成19年7月23日

神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12

新川崎三井ビルディング

（甲） 不二サッシ株式会社

代表取締役社長 嵯峨 明

熊本県玉名郡長洲町長洲2168番地

（乙） 九州不二サッシ株式会社

代表取締役社長 前畑 政富

## 承継権利義務明細表（吸収分割契約書第3条第1項）

1. 承継する資産及び負債（平成19年3月31日現在）

乙は、本件事業に係る流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の一切を承継するものとし、その詳細は、下表のとおりである。

（単位：百万円）

（資産の部）		（負債の部）	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
（1）流動資産	1,402	（1）流動負債	0
売掛金	0	買掛金	0
原材料	1,133	未払金	0
貯蔵品	132	未払費用	0
仕掛品	137	賞与引当金	0
未収入金／立替金	0		
（2）固定資産	954	（2）固定負債	0
建物	0		
構築物	57		
機械及び装置	762		
車両及び運搬具	11		
工具器具及び備品	118		
その他	6		
（3）投資その他の資産	0		
貸付金・関係会社株式	0	負債の部 計	0
資産の部 計	2,356	差引正味財産	2,356

2. 承継する契約上の地位（但し、労働契約上の権利義務を除く）

乙は、本件事業に係る次の契約及びその他の契約上の地位並びにこれら契約に付随する一切の権利義務を承継する。

- （1） 購入品、設備購入契約書・仕様等の契約書
- （2） 産業廃棄物収集・処理・運搬の委託契約書
- （3） 外注請負、パート、労働者派遣契約
- （4） 生産設備及び事務用機器等リース・レンタル・保守サービス契約
- （5） 形材販売及び表面処理委託契約